

国土交通省告示第二百九十号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第七條第十五項及び同條第十六條第一号の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める工事及び国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

令和五年三月三十一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

- 一 地方税法施行規則附則第七條第十五項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める工事は、次に掲げる全ての工事を含む大規模な工事とする。
  - イ マンション（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第二條第一号に規定するマンションをいう。ロ及びハにおいて同じ。）の建物の外壁について行う修繕又は模様替
  - ロ マンションの建物の直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替
  - ハ マンションの建物の屋上部分、屋根又はひさしその他これに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替
- 二 地方税法施行規則附則第七條第十六項第一号に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五條の九の三第一項のマンションにおいて同項に規定する工事が行われたものであることを、建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三條の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七條第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が別表の書式により証する書類又はその写しとする。

別表 大規模の修繕等証明書

証明申請者	住所又は主たる事務所の所在地	
	氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	
マンションの所在地		
地方税法附則第15条の9の3第1項に規定する工事		
工事の内容	完了年月日	年月日

上記のマンションにおいて地方税法附則第15条の9の3第1項に規定する工事が行われたことについて証明します。

証明年月日 年 月 日

(1) 証明者が建築士事務所（に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）
	名称	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	登録年月日及び登録番号	

(2) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人	名称	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）
	住所	指定年月日	年 月 日	

備考

1 「証明申請者」の「住所又は主たる事務所の所在地」及び「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする管理組合の管理者等（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等をいう。）について、次により記載すること。

(1) 「住所又は主たる事務所の所在地」及び「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。

(2) 複数の管理者等（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条第4号に規定する管理者等をいう。以下同じ。）が置かれている場合、管理者等全員が「住所又は主たる事務所の所在地」及び「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。

2 「マンションの所在地」の欄には、当該マンションの建物（団地型マンションにあっては地方税法附則第15条の9の3第1項に規定する工事を行った棟）の建物登記簿に記載された所在地を記載すること。

3 「工事の内容」の欄には、工事を行ったマンションの建物の部分、工事の仕様等について、当該工事が地方税法附則第15条の9の3第1項に規定する工事に該当すると認められた根拠が明らかになるよう具体的に記載するものとする。

4 この証明書により証明を行う者について、次により記載するものとする。

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

「証明を行った建築士」の欄には、当該工事が地方税法附則第15条の9の3第1項に規定する工事であることにつき証明を行った建築士について、次により記載すること。

① 「氏名」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を記載すること。

② 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載すること。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできるマンションは、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。

③ 「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第5条の2の規定による届出に係る登録番号を記載すること。

④ 「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載すること。

⑤ 「証明を行った建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第23条の3第1項に規定する登

録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。

(2) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

① 「証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、当該工事が地方税法附則第15条の9の3第1項に規定する工事であることにつき証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人について、次により記載すること。

イ 「名称」及び「住所」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人の名称及び住所（指定を受けた後に同法第18条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載すること。

ロ 「指定年月日」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた年月日を記載すること。

② 「調査を行った建築士」の欄には、当該工事が地方税法附則第15条の9の3第1項に規定する工事であることにつき調査を行った建築士について、次により記載すること。

イ 「氏名」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を記載すること。

ロ 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載すること。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできるマンションは、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。

ハ 「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載すること。

○国土交通省告示第二百九十一号  
 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十二条第四十八項第一号イ及び地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第七條第十六項第二号の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める工事及び国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

令和五年三月三十一日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

- 一 地方税法施行令附則第十二条第四十八項第一号イに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める工事は、次に掲げる全ての工事を含む大規模な工事（二以上の工事に分けて行う場合を含む。）とする。  
 イ マンション（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第二条第一号に規定するマンションをいう。ロ及びハにおいて同じ。）の建物の外壁について行う修繕又は模様替
- ロ マンションの建物の直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替
- ハ マンションの建物の屋上部分、屋根又はひさしその他これに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替
- 二 地方税法施行規則第七條第十六項第二号に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五條の九の三第一項のマンションが地方税法施行令附則第十二条第四十八項第一号イに掲げる要件に該当することを、建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二二号）第二十三條の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。）又はマンションの管理の適正化の推進に関する法律第二条第五号に規定するマンション管理士が別表の書式により証する書類又はその写しとする。

過去工事証明書

証明申請者	住所又は主たる事務所の所在地
	氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
マンション	の所在地

地方税法附則第15条の9の3第1項に規定する工事より前に行った地方税法施行令附則第12条第48項第1号イに規定する工事

工事の種類及び工事完了年月日	マンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替	年 月 日
	マンションの建物の直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替	年 月 日
工事の内容	マンションの建物の屋上部分、屋根又はひさしその他これに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替	年 月 日

上記のマンションが地方税法施行令附則第12条第48項第1号イに掲げる要件に該当することについて証明します。

証明年月日 年 月 日

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏名	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	印
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名称	登録年月日及び登録番号	
	所在地		

(2) 証明者がマンション管理士の場合

証明を行ったマンション管理士	氏名	登録番号	印
----------------	----	------	---

(用紙 日本産業規格A4)

## 備考

- 1 「証明申請者」の「住所又は主たる事務所の所在地」及び「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする管理組合の管理者等（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等をいう。）について、次により記載すること。
- (1) 「住所又は主たる事務所の所在地」及び「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- (2) 複数の管理者等（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 2 条第 4 号に規定する管理者等をいう。以下同じ。）が置かれている場合、管理者等全員が「住所又は主たる事務所の所在地」及び「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「マンションの所在地」の欄には、当該マンションの建物（団地型マンションにあっては地方税法施行令附則第 12 条第 48 項第 1 号イに規定する工事をを行った棟）の建物登記簿に記載された所在地を記載すること。
- 3 「工事の内容」の欄には、工事をを行ったマンションの建物の部分や工事の内容について、当該工事が地方税法施行令附則第 12 条第 48 項第 1 号イに規定する工事に該当すると認められた根拠が明らかになるよう具体的に記載するものとする。
- 4 この証明書により証明を行う者について、次により記載するものとする。
- (1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合
- 「証明を行った建築士」の欄には、当該マンションが地方税法施行令附則第 12 条第 48 項第 1 号イに掲げる要件に該当することにつき証明を行った建築士について、次により記載すること。
- ① 「氏名」の欄には、建築士法第 5 条の 2 の規定により届出を行った氏名を記載すること。
- ② 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載すること。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできるマンションは、それぞれ建築士法第 3 条から第 3 条の 3 までに規定する建築物に該当するものとする。
- ③ 「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第 5 条の 2 の規定による届出に係る登録番号を記載すること。
- ④ 「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第 5 条第 1 項の規定により登録を受けた都道府県名を記載すること。
- ⑤ 「証明を行った建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第 23 条の 3 第 1 項に規定する登

録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。

## (2) 証明者がマンション管理士の場合

「証明を行ったマンション管理士」の欄には、当該マンションが地方税法施行令附則第 12 条第 48 項第 1 号イに掲げる要件に該当することにつき証明を行ったマンション管理士について、「氏名」及び「登録番号」の欄には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 30 条第 1 項の規定による登録に係る氏名及び登録番号を記載すること。

## 説 明

この冊子は、全国国土計画 | 国土の豊かに

○国土交通省告示第二百九十二号  
 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十二条第四十八項第二号ロ及び地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第七条第十六項第四号ロの規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準及び国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

令和五年三月三十一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

- 一 地方税法施行令附則第十二条第四十八項第二号ロに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準は、地方税法施行規則附則第七条第十三項に規定する長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこととする。
- 二 地方税法施行規則附則第七条第十六項第四号ロに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第五条の八に規定する管理計画認定マンションが地方税法施行令附則第十二条第四十八項第二号ロに掲げる要件に該当することを、建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る）又はマンションの管理の適正化の推進に関する法律第二条第五号に規定するマンション管理士が別表の書式により証明する書類又はその写しとせらる。

修繕積立金引上証明書

証明申請者	住所又は主たる事務所の所在地
	氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
マンションの所在地	
管理組合の形態	
管理組合の名称	

地方税法施行令附則第 12 条第 48 項第 2 号ロに掲げる要件に係る事項

令和 3 年 8 月 31 日時点における長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の平均額		円
長期修繕計画の作成又は直近の変更の年月日	年 月 日	
長期修繕計画の作成又は直近の変更について集会の決議をした年月日	年 月 日	
申請日時点における長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の平均額		円
長期修繕計画の作成又は直近の変更の年月日	年 月 日	
長期修繕計画の作成又は直近の変更について集会の決議をした年月日	年 月 日	

上記のマンションが地方税法施行令附則第 12 条第 48 項第 2 号ロに掲げる要件に該当することを証明します。

証明年月日 年 月 日

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏名	登録番号 登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	印
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名称	登録年月日及び登録番号	
	所在地		

(2) 証明者がマンション管理士の場合

証明を行ったマンション管理士	氏名	登録番号	印
	登録番号		

(用紙 日本産業規格 A 4)

## 備考

- 1 「証明申請者」の「住所又は主たる事務所の所在地」及び「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 2 条第 3 号に規定する管理組合をいう。以下同じ。）の管理者等（同条第 4 号に規定する管理者等をいう。以下同じ。）について、次により記載すること。
  - (1) 「住所又は主たる事務所の所在地」及び「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
  - (2) 複数の管理者等が置かれていた場合、管理者等全員の「住所又は主たる事務所の所在地」及び「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「マンションの所在地」の欄には、当該マンションの建物の建物登記簿に記載された所在地を記載すること。
- 3 「管理組合の形態」の欄には、次のいずれかを記載すること。
  - (1) 単棟型（住宅のみ）
  - (2) 単棟型（複合用途型）
  - (3) 団地型（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 68 条の規約設定を行っている団地管理組合・住宅のみ）
  - (4) 団地型（同法第 68 条の規約設定を行っている団地管理組合・複合用途型）
  - (5) 団地型（同法第 68 条の規約設定を行っていない団地管理組合と棟管理組合・住宅のみ）
  - (6) 団地型（同法第 68 条の規約設定を行っていない団地管理組合と棟管理組合・複合用途型）
  - (7) その他
- 4 「管理組合の名称」の欄には、複数の管理組合が共同で申請する場合、全ての管理組合の名称を記載すること。
- 5 「長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の平均額」の欄には、以下の計算式により算出した額を記載すること。
 

計画期間全体での月当たりの修繕積立金の平均額 =  $(A + B + C) \div X \div Y$

A：計画期間当初における修繕積立金の残高（円）  
 B：計画期間全体で集める修繕積立金の総額（円）  
 C：計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額（円）  
 X：マンションの総専有床面積（㎡）  
 Y：長期修繕計画の計画期間（ヶ月）
- 6 「長期修繕計画の作成又は直近の変更の年月日」の欄には、長期修繕計画の計画開始日を記載すること。

7 この証明書により証明を行う者について、次により記載するものとする。

- (1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合
 

「証明を行った建築士」の欄には、当該マンションが地方税法施行令附則第 12 条第 48 項第 2 号ロに掲げる要件に該当することにつき証明を行った建築士について、次により記載すること。

  - ① 「氏名」の欄には、建築士法第 5 条の 2 の規定により届出を行った氏名を記載すること。
  - ② 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載すること。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできるマンションは、それぞれ建築士法第 3 条から第 3 条の 3 までに規定する建築物に該当するものとする。
  - ③ 「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第 5 条の 2 の規定による届出に係る登録番号を記載すること。
  - ④ 「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第 5 条第 1 項の規定により登録を受けた都道府県名を記載すること。）」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第 5 条第 1 項の規定により登録を受けた都道府県名を記載すること。
  - ⑤ 「証明を行った建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第 23 条の 3 第 1 項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。
- (2) 証明者がマンション管理士の場合
 

「証明を行ったマンション管理士」の欄には、当該マンションが地方税法施行令附則第 12 条第 48 項第 2 号ロに掲げる要件に該当することにつき証明を行ったマンション管理士について、「氏名」及び「登録番号」の欄には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 30 条第 1 項の規定による登録に係る氏名及び登録番号を記載すること。

## 説 明

この冊子は、平成 25 年 10 月 1 日に改定された。

○国土交通省告示第二百九十三号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十二条第四十八項第二号イ及び地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第七条第十六項第四号イの規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準及び国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

令和五年三月三十一日 国土交通大臣 齊藤 鉄夫

一 地方税法施行令附則第十二条第四十八項第二号イに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準は、次に掲げるものとする。

イ 長期修繕計画（地方税法施行規則附則第七条第十三項に規定する長期修繕計画をいう。以下同じ。）がマンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針（令和三年国土交通省告示第千二百八十六号）別紙二4(1)に規定する長期修繕計画標準様式に準拠し作成されていること（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条の九の三第一項に規定する工事の実施時期に係る部分に限る。）

ロ 長期修繕計画の計画期間が三十年以上で、かつ、残存期間内に地方税法附則第十五条の九の三第一項に規定する工事並びに当該工事に関する次に掲げる工事及び措置が二回以上含まれるように設定されていること。

- (1) 地方税法附則第十五条の九の三第一項に規定する工事の実施に必要な仮設工事
(2) 地方税法附則第十五条の九の三第一項に規定する工事の実施に必要な調査その他の措置
(3) 長期修繕計画の変更に必要な調査その他の措置

ハ 長期修繕計画において将来の一次的な修繕積立金の徴収を予定していないこと。

ニ 長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が、地方税法附則第十五条の九の三第一項に規定する工事並びにロに掲げる工事及び措置を行うために必要な資金を確保するに当たって著しく低額でないこと。

ホ 長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっていないこと。

二 地方税法施行規則附則第七条第十六項第四号イに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五条の二第一項の規定による助言又は指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンションが地方税法施行令附則第十二条第四十八項第二号イに掲げる要件に該当することを、同法第三条の二第一項に規定する都道府県等が別表の書式により証する書類又はその写しとする。

別表

助言・指導内容実施等証明申請書

年 月 日

Table with 2 columns: 証明申請者 (氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名) and 住所又は主たる事務所の所在地. Includes a 連絡先 field.

下記のマンションが地方税法施行令附則第12条第48項第2号イに掲げる要件に該当するものであることについて証明願います。

1. マンションの概要

Table with 3 columns: マンションの所在地, マンションの形態, マンションの名称.

2. 助言又は指導の内容

Table with 3 columns: 助言又は指導を受けた日及び文書番号, 年 月 日付, 第 号. Includes a field for 実施した措置の内容.

3. 地方税法施行令附則第12条第48項第2号イに規定する基準に係る事項

Table with 4 columns: 長期修繕計画の作成又は直近の変更の年月日, 長期修繕計画の作成又は直近の変更について集会の決議をした年月日, 長期修繕計画の計画期間, 将来の一次的な修繕積立金の徴収予定の有無, 長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の平均額. Includes fields for 現在の借入金, 完済予定年月, 有無, 年 月 日, and 円.

## 助言・指導内容実施等証明書

上記のマンションが地方税法施行令附則第12条第48項第2号イに掲げる要件に該当するものであることについて証明します。

証明年月日	年 月 日
証明を行った都道府県等	印

(用紙 日本産業規格A4)

## 備考

- 「証明申請者」の「住所又は主たる事務所の所在地」、「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」及び「連絡先」の欄には、この証明書の交付を受けようとする管理組合の管理者等（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等をいう。）について、次により記載すること。
  - 「住所又は主たる事務所の所在地」、「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」及び「連絡先」をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
  - 複数の管理者等（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条第4号に規定する管理者等をいう。以下同じ。）が置かれている場合、管理者等全員が「住所又は主たる事務所の所在地」及び「氏名又は名称及び法人」にあっては、その代表者の氏名」をこの証明書を作成する日の現況により記載し、管理者等の代表者1名分の「連絡先」をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
  - 「マンションの所在地」の欄には、当該マンションの建物の建物登記簿に記載された所在地を記載すること。
    - 「管理組合の形態」の欄には、次のいずれかを記載すること。
      - 単棟型（住宅のみ）
      - 単棟型（複合用途型）
      - 団地型（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第68条の規約設定を行っている団地管理組合・住宅のみ）
      - 団地型（同法第68条の規約設定を行っている団地管理組合・複合用途型）
      - 団地型（同法第68条の規約設定を行っていない団地管理組合と棟管理組合・住宅のみ）
      - 団地型（同法第68条の規約設定を行っていない団地管理組合と棟管理組合・複合用途型）
      - その他
    - 「管理組合の名称」の欄には、複数の管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条第3号に規定する管理組合をいう。以下同じ。）が共同で申請する場合、全ての管理組合の名称を記載すること。
    - 「長期修繕計画の作成又は直近の変更の年月日」の欄には、長期修繕計画の計画開始日を記載すること。
    - 「将来の一時的な修繕積立金の徴収予定の有無」の欄には、該当するチェックボックスにシ点を入れること。
    - 「長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の平均額」の欄には、以下の計算式により算出した額を記載すること。
 

計画期間全体での月当たりの修繕積立金の平均額＝ $(A+B+C) \div X \div Y$

A：計画期間当初における修繕積立金の残高（円）  
 B：計画期間全体で集める修繕積立金の総額（円）  
 C：計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額（円）  
 X：マンションの総専有床面積（㎡）  
 Y：長期修繕計画の計画期間（ヶ月）
  - 「現在の借入金の有無」の欄には、該当するチェックボックスにシ点を入れるとともに、「有」に該当する場合は、借入金の完済の予定年月を記載すること。複数の借入金が存在する場合には、完済期日が最も遅い期日を記載すること。

## 附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。